義務付け・枠付けの見直しに係る基準の主な内容一覧(平成24年9月議会提案条例)

	区　分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準　※「－」は「従うべき基準」	基準設定の考え方　※「－」は「従うべき基準」	対象者・対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等
1	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	(歩道等の構造基準) 横断勾配，縦断勾配，舗装構造等に関する基準 (立体横断施設の構造基準) エレベーター又はエスカレーター，もしくは傾斜路の基準 (乗合自動車停留所の構造基準) 歩道等の部分の車道等に対する高さの基準 (路面電車停留所等の構造基準) 乗降場の基準 (自動車駐車場の構造基準) 障害者用駐車施設の基準，障害者用停車施設の基準 (移動等円滑化のために必要なその他の施設等の基準) 案内標識，視覚障害者誘導用ブロック，休憩施設等の設置基準	国の基準のとおり	現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や個別事業が見受けられない。	特定道路指定路線(県が管理する県道):7路線	1 関係団体(福祉のまちづくり推進協議会)に対する意見照会 2 福祉のまちづくり推進協議会総会(平成24年8月3日開催)における審議 ⇒各基準について，本県の実情等に適合していると判断
2	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	【主に屋外に設置される特定の公園施設の構造基準】 (園路及び広場) 公園出入口及び園路の幅，園路の縦断勾配，階段や傾斜路等の構造に関する基準など (屋根付広場) 出入口の幅等の構造に関する基準，車椅子利用者等の利用に配慮した広さの確保など (休憩所，管理事務所) 出入口の幅等の構造に関する基準，車椅子利用者等の利用に配慮した広さの確保など (野外劇場，野外音楽堂) 出入口の幅等の構造に関する基準，車椅子使用者用観覧席数の所要数の規定　など (駐車場) 車椅子使用者用駐車施設の所要数の規定，構造に関する基準　など (便所) 高齢者や車椅子利用者等の利用に配慮した多機能便房等の構造に関する基準　など (水飲場及び手洗場) 車椅子利用者等の利用に配慮した構造であること (掲示板及び標識) 車椅子利用者等の利用に配慮した構造であること	国の基準のとおり	【参酌すべき基準】 現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や個別事業が見受けられない。	県が設置・管理する都市公園:7公園	1 関係団体(福祉のまちづくり推進協議会)に対する意見照会 2 福祉のまちづくり推進協議会総会(平成24年8月3日開催)における審議 ⇒各基準について，本県の実情等に適合していると判断

義務付け・枠付けの見直しに係る基準の主な内容一覧(平成24年9月議会提案条例)

	区　分	制定基準	具体的な国の基準	本県の条例で定める基準　※「－」は「従うべき基準」	基準設定の考え方　※「－」は「従うべき基準」	対象者・対象施設等	基準設定の具体的な検証方法等
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例【新設】	参酌すべき基準	(信号機に関する基準) 1 横断する視覚障害者に対し，音声(響)を発することができるもの 2 高齢者，障害者等が横断するに際し，歩行者用信号の青時間を延長できるもの 3 歩行者用信号に横断の待ち時間や残り時間を表示できるもの 4 歩行者と車両が時間的に分離した運用ができるもの (道路標識に関する基準) 反射材料を用い，または夜間照明装置を施したもの (道路標示に関する基準) 1 反射材料を用い，又は反射装置を施したもの 2 視覚障害者の誘導のため，横断歩道に線状又は点状の突起を設けたもの	国の基準どおり	【参酌すべき基準】 現状において国が示した基準と異なる基準を定める地域特性や個別事業が見受けられない。	生活関連経路等 :65区間	1　利用者の現状や意見を十分踏まえた基準を制定する必要があると考え，福祉のまちづくり推進協議会において，意見聴取を行った。 2 その結果，各基準について，本県の実情等に適合していると考えられるため，国の示した基準が適切であると判断した。